

ロウワー・プラザ緑地ひろば管理規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

沖縄防衛局長 伊藤 晋哉

改正 令和 6 年 8 月 1 5 日沖縄防衛局達第 5 号

改正 令和 7 年 5 月 8 日沖縄防衛局達第 2 号

ロウワー・プラザ緑地ひろば管理規則

(目的)

第 1 条 この規則は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和 35 年条約第 7 号。以下「地位協定」という。）第 2 条第 4 項（a）に基づき沖縄防衛局長が共同使用を許されたロウワー・プラザ緑地ひろば（以下「緑地ひろば」という。）の管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 次条において定める緑地ひろば管理担当は、本規則に基づき、緑地ひろばの管理を適切に行わなければならない。

（緑地ひろば管理担当）

第 2 条 この規則の目的を達成するため、企画部移設整備課に緑地ひろば管理担当を置く。

（緑地ひろば管理担当が行う業務）

第 3 条 緑地ひろば管理担当は次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）緑地ひろばの維持管理に関する業務
- （2）緑地ひろばの使用（行為）許可に関する業務
- （3）緑地ひろばの使用料の算定及び債権に関する業務
- （4）緑地ひろばの管理業務の委託に関する業務
- （5）その他緑地ひろばの管理に関して沖縄防衛局長が必要であると認める業務

（法人その他団体による管理）

第 4 条 沖縄防衛局長が、緑地ひろばを管理するために必要があると認めたときは、その管理を法人その他の団体に委託することができる。

（管理業務受注者が行う業務）

第 5 条 管理業務の委託を受けた者（以下「管理業務受注者」という。）が行う業務は、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）緑地ひろばの維持管理に関する業務
- （2）その他緑地ひろばの管理に関して沖縄防衛局長が必要であると認める業務

（管理の基準）

第 6 条 緑地ひろば管理担当は、第 4 条において、管理業務を委託する場合は、適正に緑地ひろば施設を維持管理するよう監督しなければならない。

（休場日等）

第7条 緑地ひろばの休場日はないものとする。ただし、沖縄防衛局長が必要と認めるときは、米軍と協議の上、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(開場時間)

第8条 緑地ひろばの開場時間は、午前7時00分から午後7時00分までとし、各設備の利用時間は別表に掲げるとおりとする。ただし、沖縄防衛局長が必要と認めるときは、米軍と協議の上、これを変更することができる。

(ソフトボール場の利用)

第9条 緑地ひろば管理担当は、ソフトボール場について、次の各号に掲げる内容を管理業務受注者に委託させる場合、適正に管理するよう監督するものとする。

- (1) ソフトボール場の利用は予約を優先とし、予約管理表を作成の上、受付窓口（管理事務所）や電話予約等により適正に受付管理を行うこと。
- (2) ソフトボール場の予約は、利用30日前の午前7時00分から受付けることとする。
- (3) 利用予約は利用者本人の名義とし、原則1カ月当たり1人1件までとする。
- (4) ソフトボール場の利用は原則2時間までとする。
- (5) ソフトボール場の利用者が適正に施設を利用しているか、野球やサッカーなどソフトボール以外の目的で利用されていないか、適宜確認すること。

(ドッグランの利用)

第10条 緑地ひろば管理担当は、ドッグランについて、次の各号に掲げる内容を管理業務受注者に委託させる場合、適正に管理するよう監督するものとする。

- (1) ドッグランの利用は予約を優先とし、予約管理表を作成の上、受付窓口（管理事務所）や電話予約等により適正に受付管理を行うこと。
- (2) ドッグランの予約は、利用14日前の午前7時00分から受付けることとする。
- (3) 利用予約は利用者本人の名義とし、原則2週間当たり1人1件までとする。
- (4) 利用を開始する際に、管理事務所にて受付表に必要事項を利用者に記入させ、1年以内に狂犬病予防注射及び混合ワクチン注射を接種していることを確認する。
- (5) ドッグランの利用は、受付及び鍵の返却手続を含め1時間とする。
- (6) ドッグランの利用者が適正に施設を利用しているか、ドッグラン以外の目的で利用されていないか、適宜確認すること。

(緑地ひろばの利用)

第11条 沖縄防衛局長は、次に掲げる行為をしようとする者から申請があった場合は、米軍と協議の上、許可するものとする。

- (1) 物品等の販売、その他これらに類する行為をすること。
- (2) 競技会、展示会、祭礼、集会その他これらに類する催しのため、緑地ひろばの全部又は一部を独占して使用すること。
- (3) 火気を使用すること（第14条第12号を除く）。

2 緑地ひろば管理担当は、利用日の45日前までを期限とし、別紙様式1により、行為の内容、使用する範囲及び面積、使用日時等を記載した申請書を沖縄防衛局長に提出させなければならない。

- 3 沖縄防衛局長は、第1項について許可する場合、別紙様式2により、申請者に対し許可書を通知するものとする。
- 4 緑地ひろば管理担当は、第1項の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、別紙様式3により、変更事項等を記載した申請書を提出させ、米軍と協議の上、沖縄防衛局長の許可を受けさせなければならない。
- 5 沖縄防衛局長は、第4項について許可する場合、別紙様式4により、申請者に対し変更許可書を通知するものとする。
- 6 沖縄防衛局長は、第3項又は第5項の許可に緑地ひろばの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の制限)

第12条 沖縄防衛局長は、第11条第1項の許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設又は施設の設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員に該当するとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、引き続き5日を超える利用は、許可しないものとする。ただし、沖縄防衛局長が特別の必要があると認めるとき、又は管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第13条 沖縄防衛局長は、許可を受けて特定の行為をする者（以下「特定利用者」という。）に対し、許可と同時に第11条第1項第1号及び第2号の行為に対する使用料の納付を求めるものとする。

- 2 沖縄防衛局長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。その場合、別紙様式5により、使用の目的、日時及び免除理由等を記載した申請書を沖縄防衛局長に提出させるものとする。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、沖縄防衛局長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。その場合、別紙様式6により、許可の年月日、内容、返還の理由等を記載した申請書を沖縄防衛局長に提出させるものとする。
- 4 使用料単価は、在日合衆国軍隊の用に供する国有財産及び民公有財産の一時使用等の許可に係る審査基準等について（防地施（事）第168号。28. 4. 1）6の算出方法を準用する。
- 5 使用料は、使用面積に前項で算出した使用料単価を乗じた額に消費税額を加えた額とし、その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(行為の禁止)

第14条 沖縄防衛局長は、緑地ひろばにおいて、次の各号のいずれか、または第2項に規定する行為をした者に対して、緑地ひろばの管理上必要があると認めるときは、その

行為を禁止し、又は緑地ひろばから直ちに退去することを命ずることができる。

- (1) ひろば施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 木竹を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) ゴルフクラブ等周囲に危険を及ぼす器具を使用すること。
- (6) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）第 2 条第 3 項および第 4 項に記載の小型無人機等の飛行を行うこと。
- (7) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示し、若しくは散布すること。
- (8) ごみその他の汚物を捨てること。
- (9) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (10) 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は駐停車すること。
- (11) ひろば利用の以外の目的で駐停車すること。
- (12) たき火（バーベキューを含む）、花火、キャンプファイヤー等をし、又は火気を弄び、その他危険な遊戯をすること。
- (13) 喫煙すること。
- (14) 開場時間外に敷地内に滞在すること。
- (15) 勧誘を行うこと。
- (16) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (17) 前各号のほか、緑地ひろばの管理に支障がある行為をすること。

2 前項各号に掲げるもののほか、地位協定第 25 条の合同委員会における地位協定第 2 条第 4 項（a）の規定による合意に基づく、行為の禁止については、付紙に定めるものとする。

（入場の制限）

第 15 条 沖縄防衛局長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、施設への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬、その他逸走防止並びに危険防止の措置が講じられた動物を除く。）の類を携帯する者
- (3) その他施設の管理上支障があると認められる者

（目的外利用の禁止）

第 16 条 沖縄防衛局長は、特定利用者において、許可を受けた目的以外に施設を利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸させてはならないものとする。

（利用許可の取消し等）

第 17 条 沖縄防衛局長は、特定利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理上必要があると認めるときは、その利用の許可を取り消し、若しくは許可の内容を変更

し、又はその利用を停止し、若しくは利用条件を変更することができる。

(1) この管理規則又はこの管理規則に基づく規定に違反したとき。

(2) 許可を受けた利用の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 緑地ひろばの保全又は公衆のひろばの使用に著しい支障を生じたとき。

(5) 前4号に掲げる場合のほか、施設の管理上特に必要があると認められるとき。

2 前項の規定による処分により、特定利用者が損害を受けることがあっても、沖縄防衛局長は、その損害の賠償の責めを負わない。

(利用者等に対する指示)

第18条 沖縄防衛局長は、施設の設備又は器具等の保全その他施設の管理上必要があるときは、利用者その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第19条 沖縄防衛局長は利用者に対し、施設の利用が終わったとき、又は第17条第1項の規定により利用の許可を取り消したとき、若しくは利用を停止させたときは、その利用した施設、施設の設備又は器具等を速やかに原状に回復を求めるものとする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、沖縄防衛局において原状に回復し、これに要した費用は、利用者に請求するものとする。

(損害賠償の義務)

第20条 沖縄防衛局長は、利用者が故意又は過失により、施設、施設の設備又は器具等を損傷し、又は滅失した場合、その損害を賠償させなければならない。ただし、沖縄防衛局長が利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

附 則 (令和6年3月29日沖縄防衛局達第2号)

この達は、令和6年3月31日から施行する。

附 則 (令和6年8月15日沖縄防衛局達第5号)

この達は、令和6年9月29日から施行する。

附 則 (令和7年5月8日沖縄防衛局達第2号)

この達は、令和7年5月9日から施行する。

(第 1 1 条第 2 項)

緑地ひろば内行為許可申請書

年 月 日

沖縄防衛局長

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

(法人の場合の事務担当者)

所 属

氏 名

電 話 ()

次の行為をしたいので、申請します。

行 為 の 内 容	
使用する 範 囲 及 び面 積	
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
その他必要な事項	

※使用する範囲がわかる位置図、平面図、求積図を添付すること。(様式指定なし)

(A 4)

(第 1 1 条第 3 項)

緑地ひろば内行為許可書

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

沖縄防衛局長

年 月 日付け申請のあったひろば内の行為について、次のとおり許可します。

行 為 の 内 容	
使用する場所 範 囲 及 び 面 積	
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使 用 料	円 ※当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定納入期日までに納入すること。
その他必要な事項	
許 可 条 件 ・管理規則及びその他の防衛省の定める基準、規則等を遵守すること。 ・沖縄防衛局移設整備課の緑地ひろば管理担当の指示に従うこと。	

(第 11 条第 4 項)

緑地ひろば内行為許可事項変更許可申請書

年 月 日

沖縄防衛局長

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

(法人の場合の事務担当者)

所 属

氏 名

電 話 ()

次のとおり緑地ひろば内行為許可事項の変更をしたいので、申請します。

既に受けた許可の 年月日	
既に受けた許可 行 為 の 内 容	
変更する事項	
変 更 の 理 由	
その他必要な事項	

(第 11 条第 5 項)

緑地ひろば内行為許可事項変更許可書

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

沖縄防衛局長

年 月 日付け申請のあったひろば内行為許可事項の変更について、次のとおり許可します。

既に受けた許可の 年月日	
既に受けた許可 行 為 の 内 容	
変更する事項	
変 更 の 理 由	
その他必要な事項	

(A 4)

(第 13 条第 2 項)

緑地ひろば使用料減免申請書

年 月 日

沖縄防衛局長

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

(法人の場合の事務担当者)

所 属

氏 名

電 話 ()

次のとおり緑地ひろば使用料の減免を申請します。

使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使 用 目 的	
減免を申請する理由	
減 免 の 金 額	
備 考	

(A 4)

(第 13 条第 3 項)

緑地ひろば使用料返還申請書

年 月 日

沖縄防衛局長

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

(法人の場合の事務担当者)

所 属

氏 名

電 話 ()

次のとおり緑地ひろば使用料の返還を申請します。

許 可 の 年 月 日	年 月 日
許 可 の 内 容	
返 還 の 理 由	
返 還 金 額 及 び 算 出 基 礎	

(A 4)

振込先	金融機関		支店名	
	口座種別		口座番号	
フリガナ				
口座名義				

上記名義人の口座へ振り込みしてください。

印

別表（第 8 条関係）

施設	休場日	開場時間
ソフトボール場	なし	午前 7 時から午後 7 時まで
東屋		
トイレ		
駐車場		
遊歩道		
ドッグラン	毎週月、水、金曜日	午前 8 時から午後 6 時まで

（備考）沖縄防衛局長は特に必要があると認めるときは、休場日及び開場時間を臨時に変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

ロウワー・プラザ緑地ひろば管理規則第13条第2項に規定する行為の禁止に関する基準

1 第13条第2項に規定する行為の禁止

ア 政治的活動

- (1) 政党その他の政治的団体が発行する機関紙その他の刊行物を配布する行為
- (2) 政治的目的のために、署名、勧誘等をする行為
- (3) 政治的目的をもって、多数の人による行進その他の威嚇をする行為
- (4) 拡声器その他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べる行為
- (5) 政治的目的を有する文書、図面その他これらに類するものを掲示する行為
- (6) 政治的目的を有する演劇の上演又は映画の上映をする行為
- (7) 政治的目的をもって、寄附金その他の金品を募集する行為
- (8) 政治的目的をもって、政治上の主義主張又は政党その他の政治団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを掲示する行為
- (9) 前各号に掲げる行為を別の名義又は形式を用いて偽る行為
- (10) 前各号に掲げるもののほか、その他これらに類する行為

イ その他合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害となる行為

- (1) 障害物の設置、一定区域の占有など、アメリカ合衆国軍隊の使用を妨げる活動及び行為
- (2) アメリカ合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者、その他のアメリカ合衆国民を侮辱する活動及び行為
- (3) 前各号に掲げるもののほか、その他共同使用においてふさわしくないと認められる活動及び行為

2 この基準において「政治的目的」とは、次に掲げる目的をいう。

ア 特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的

イ 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対する目的

ウ 公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的

エ 国の機関又は公の機関において決定した政策（法令、規則又は条例に包含されたものを含む。）の実施を妨害する目的